

(介 49)

平成 28 年 6 月 1 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 28 年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて
(5 月サービス提供分)

平成 28 年熊本地震による介護報酬等の請求等に係る事務につきましては、本年 5 月 6 日付 (介 39) 「平成 28 年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」にてご連絡申し上げておりますが、今般、厚生労働省より、本年 5 月サービス提供分の介護報酬等の請求に関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

まず、被災後の本年 4 月 15 日以降にサービス提供を行い、同日以降のサービス提供分について概算による請求を行う介護サービス事業所等に限り、当該事業所等の状況に鑑み通常の手続きによる請求が困難な場合には、5 月サービス提供分についても概算による請求を行うことができますとされております。

概算請求で支払われる介護報酬等の算出方法については下記のとおりです。

平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月までの介護報酬等支払額

×31 日 × (1+0.012+0.05)

91 日 (3 ヶ月分の総日数) ※

※平成 27 年 12 月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から平成 28 年 2 月 29 日までの合計数。その場合、別紙にその旨の記載をすること。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 28 年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて (5 月サービス提供分)
(平 28. 5. 31 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事務連絡
平成28年5月31日

日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成28年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の
取扱いについて（5月サービス提供分）

標記について、平成28年熊本地震による介護報酬等の請求等の事務については、「平成28年（2016年）熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」により連絡したところですが、平成28年5月サービス提供分の介護報酬等の請求について、別添のとおり各都道府県主管部（局）宛に事務連絡を発出いたしました。

つきましては、同内容について、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

事務連絡
平成28年5月31日

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成28年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（5月サービス提供分）

平成28年熊本地震による介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村においては、第1号事業支給費を含む。）の請求等の事務については、「平成28年（2016年）熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」（平成28年5月2日付け厚生労働省介護保険計画課ほか事務連絡。以下「5月2日付け事務連絡」という。）により連絡したところですが、平成28年5月サービス提供分の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るよう、よろしくをお願いします。

記

1 平成28年5月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について

平成28年5月サービス提供分に係る介護報酬等の請求については、災害救助法適用地域に所在し、平成28年4月15日以降にサービス提供を行い、5月2日付け事務連絡により4月15日以降のサービス提供分について概算による請求を行う介護サービス事業所等に限って、当該事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、5月サービス提供分についても、一か月分を通じて概算による請求を行うことができるものであること。

これ以外の場合については、下記3又は通常の方法により請求を行うこと。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する介護サービス事業所等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成28年6月10日までに概算による請求を選択する旨、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対して別紙の様式により届け出ること。

また、提出期限の遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 概算請求で支払われる介護報酬等の算出方法

原則として平成27年12月サービス提供分から平成28年2月サービス提供分までの介護報酬支払実績により（当該介護サービス事業所等について特別の事情がある場合には、別途介護サービス事業所等と調整をする。）、下記により算出して支払を行うこととなること。

$$\frac{\text{平成27年12月～平成28年2月}}{\text{介護報酬等支払額}} \times 31 \times (1 + 0.012 + 0.05)$$

91 (※)

※ 平成27年12月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から平成28年2月29日までの合計日数。その場合、別紙にその旨の記載をすること。

(3) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。

(4) 介護報酬と第1号事業支給費は、分けて概算額が示されるものであること。

(5) この方法による請求を選択した介護サービス事業所等については、この方法による概算額を持って平成28年5月サービス提供分の介護報酬等支払額を確定するものであること。

(6) 概算請求が行われた介護報酬等に関する市町村等の支払については、介護サービス事業所ごとに、平成27年12月から平成28年2月までの各市町村等の当該介護サービス事業所に対する介護報酬等支払実績に基づき各国保連において按分する。また、それにより発生する審査支払手数料についても、平成27年12月から平成28年2月までの各市町村等の取扱い明細件数を基に按分する。

3 その他の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成28年5月サービス提供分（6月提出分）に関し、その他の方法による請求を行う場合には、5月2日付け事務連絡の3により取り扱うこと。なお、変更後の居宅介護支援事業所において、被災等により保険者において届出が受理されないことを確認した場合には、5月2日付け事務連絡の3（4）と同様の取り扱いとすること。ただし、平成28年5月サービス提供分（6月提出分）に係る請求明細書の提出期限は、通常どおり、6月10日（金）とすること。

(別紙)

平成 28 年熊本地震に伴う被災に関する概算による介護報酬請求に関する届出書
(平成 28 年 5 月介護サービス提供分)

事業所番号	
<p>平成 28 年熊本地震に伴う被災に関する概算による介護報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>請求事業所等の 所在地 及び 名称 :</p> <p>開設者名・事業者氏名 : 印</p> <p>審査支払機関 殿</p>	
<p>記</p> <p>災害救助法適用地域に所在し、平成 28 年 4 月 15 日以降にサービス提供を行い、4 月サービス提供分について概算による請求を行う介護サービス事業所等であって、請求事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難であること。</p>	